

三田市立富士小学校いじめ防止基本方針

内容

1	本校の方針	2
2	基本的な考え	2
3	いじめ防止等の指導體制・組織的対応等	3
	(1) 本校のいじめ防止基本法の策定と見直し	
	(2) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (別紙1: 組織表) (別紙2: 生徒指導年間計画表)	
	(3) 本校におけるいじめ防止における具体的な取組	
	① いじめについての共通理解	
	② 信頼関係の構築	
	③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点 (別紙3: いじめ早期発見のためのチェックリスト)	
	④ いじめに向かわない態度・能力の育成	
	⑤ 実態把握 (別紙4: いじめアンケート)	
	⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
	⑦ 児童生徒が主体となった取組	
	⑧ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり	
	(4) 早期発見における具体的な取組	
	(5) いじめに対する措置 (別紙5: いじめ事案が発生した際の対応)	
	(6) 取組に対する評価	
4	重大事態への対応について	8
	(1) 重大事態について	
	(2) いじめ対応チームについて	
	(3) 市教育委員会が主体となる場合	
	(4) 被害児童生徒・保護者に対する調査	
	(5) 調査の実施	
	(6) 調査結果の説明・公表	
	(7) 調査結果を踏まえた対応	
5	その他	9

1 本校の方針

本校は『わかる喜び、できる自信を実感し、人とのつながりを大切にする児童の育成』を学校目標に掲げ、日々の学校教育に取り組んでいる。また、めざす児童像を「学びいっぱい・友だちいっぱい・あいさついっぱい・夢いっぱい」とし、共生教育・人権教育を本校の教育の根幹として取り組み、互いに気づき合い、認め合い、つながり合おうとする児童の育成をめざしている。まわりの友だちの関係を大切にしながら、その中で自分自身の成長を感じていこうとする児童を育てていく上で、いじめは決して許されないことであるととらえている。

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ③ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑤ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 基本的な考え

「いじめ」を下記の通り定義づける。

「いじめ」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめについては、全ての教職員が、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「いじめは、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、児童生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 本校のいじめ防止基本方針の策定と見直し

学校における、いじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容などを決める。その際、児童・保護者・地域住民・関係機関等と連携して策定するものとする。策定した学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を各年度の開始時に児童や保護者に説明する。また、取組状況を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

(2) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙1：組織表）

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、児童生徒、保護者、地域等にも協力を得る。（別紙2：生徒指導年間計画表）

【組織が担う役割の具体例】（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

（未然防止）

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

（早期発見・事案対処）

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- （学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行も含む）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、学校いじめ対応チームは、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。また、児童生徒に対するアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対応チームの存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

（３）本校におけるいじめ防止における具体的な取組

① いじめについての共通理解

全ての教職員が児童生徒の些細な変化を見逃さないため、日頃から児童と同じ目線に立ち、児童の言動や身だしなみなどに変化が見られる場合はすぐに話を聞くなど、教職員が自身の人権感覚や対応力を高める必要がある。いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。また、教職員が日常的にいじめの問題に触れて学校全体に醸成していく。

② 信頼関係の構築

いじめの防止には、全ての教職員が児童や保護者、さらに地域と一体となり、児童生徒の豊かな心を育てる等、いじめを生まない土壌作りが重要である。そのため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整える。また、普段から教育相談や家庭訪問等により児童の理解に努めるとともに、児童や保護者との信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、PTAの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設ける等、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人が活躍できる集団作りやストレスに適切に対処できる力を育成する。また、教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。特に、発達障害を含む障害のある児童・海外から帰国した児童や外国籍の児童・外国にルーツを持つ児童・性同一性障害等を有する児童等については、これらの特性が契機となっていじめ被害を受けることも多いことから、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校は、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり・学級づくりに努める。そのため、全ての教職員は、日頃から分かりやすい授業づくり・自己有用感や自己肯定感の向上に努める。さらに、児童の規範意識を高めるため、規律ある学級経営に努める。

児童が集団の一員としての自覚や自信を持ち、互いを認め合える人間関係を構築するなど、豊かな心の育成と幅広い社会性を身につけるため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実・自然学校等の体験活動を推進する。

⑤ 実態把握（別紙４：いじめアンケート）

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、防止のための啓発活動に取り組むため、いじめアンケートを児童生徒や保護者を対象に定期的実施する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングを実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応に努める。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童や保護者への啓発に努める。

⑦ 児童が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【具体例】

- ・ 縦割り班活動においてペア学級を用いて異学年交流を行う。
- ・ 児童会活動において行事やイベントを計画し、学校全体での交流を行う。その際、様々な児童の実態に対し、柔軟な対応を考える。
- ・ 「いじめられる側にも問題がある」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考えは誤りであることを学ぶ。
- ・ 携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る。

⑧ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり

特定の教職員が抱え込まないよう、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。そのため、全ての教職員が些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えをいじめ対応チームに報告・相談する。いじめ対応チームは学校全体の情報を整理・記録するなど、情報の集約と共有化を

図る。

本校の取組が学校基本方針や年間指導計画に基づき、適切に実践しているかどうかを評価するため、児童生徒や保護者、地域の方々の意見を広く募るとともに、教職員や学校関係者評価委員会などにおいて「いじめ防止の取組に関する評価アンケート」を年度末に実施する。

(4) 早期発見における具体的な取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。従って、いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。

学校は、定期的に児童生徒を対象とした「いじめに関する意識調査」「個人面談」などを実施し、集団や個々の児童生徒の現状把握につとめるとともに、その結果を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニング、さらにはピアサポート活動を実施する。

①スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家

②スクールソーシャルワーカー

問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

③ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。危機対応などによく活用される。

④ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的機能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」などがトレーニングの目標となる。

⑤ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て児童生徒どうしが互いに支えあう関係を作るためのプログラム。

(5) いじめに対する措置（別紙5：いじめ事案が発生した際の対応）

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

①発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。

②その後は、学校いじめ対応チームが中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取る等して、いじめの有無の確認を行う。事実関係の聴取を行う際、「いじめられる側にも問題がある」という考え方はあってはならない。被害児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で、いじめを行った生徒を指導する。その際、謝罪や責任を問うことの

- みに主眼をおくのではなく、人格の成長、社会性の向上等に主眼をおいた指導を行う。
- ③事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒等の保護者に連絡する。
 - ④各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
 - ⑤いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的な対応でいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。
 - ⑥いじめられた児童や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにする。
 - ⑦いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、成長支援の観点を持ちながら指導する。その保護者へは、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
 - ⑧いじめを加害・被害の二者関係だけの問題にとどめず、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払うなど、学級及び学年、学校全体の問題として、いじめは決して許さないという毅然とした指導を行う。
 - ⑨いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断した時や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報して対処する。
 - ⑩いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくともいじめに係る行為が目安として3か月間継続して止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもって判断するものとする。
 - ⑪いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

(6) 取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを、学校いじめ基本方針に盛り込む必要がある。学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標状況を評価する。その結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る必要がある。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態について

本校は重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

【重大事態】

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ① 「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とは、児童生徒の生命に危機が生じた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ② 「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」における「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校長が判断し、適切に対応する。

(2) いじめ対応チームについて

いじめへの対処を行う際は、学校長のリーダーシップの下、いじめ対応チームが中心となり組織的に対応する。チームには必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家等が参加し調査を行うとともに、児童生徒のケアを行う。

(3) 市教育委員会が主体となる場合

いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合、「三田市生徒指導等問題対策委員会」による調査を行う。

(4) 被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して、①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供 について説明する。

(5) 調査の実施

いじめを受けた児童生徒や在籍児童生徒、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報提供者を守ることを最優先とした調査実施が必要である。なお、調査の実施にあたって、学校は市教育委員会や関係機関との連携を図る。得られた情報については迅速に整理する。

(6) 調査結果の説明・公表

調査を行った時、市教育委員会又は学校は、三田市個人情報に十分配慮し、必要な情報を適切に提供する。また、加害者側への情報提供については、被害児童・保護者に確認した後、加害者側に情報提供を実施する。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として、事案の内容や、重大性、被害児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

(7) 調査結果を踏まえた対応

市教育委員会においては、調査の結果を踏まえ、いじめの加害児童に対する出席停止措置の活用や、被害児童・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

5 その他

学校評価として児童アンケート（年2回）、保護者アンケート（年1回）を実施し、いじめを含めた児童の人間関係についての状況把握に努めている。これまでも一定の成果をあげており、今後も継続していく。

保護者・児童を対象にした、スクールカウンセラー（毎週水曜日配置）による教育相談を実施している。こちらも一定の成果をあげており、保護者・児童からのニーズも高い。今後さらに相談体制の充実を図る。

三田警察署・三田市家庭児童相談室・川西子ども家庭センター・医療機関・民生児童委員等関係機関との連携を図り、いじめ防止に努める。

児童の実態について、校内生活安全指導推進委員会において共通理解を図り、必要な場合にはケース会議を実施し、さらに支援体制等を計画し、多面的な方向で支援を実施していく。